

# 淀川水系流域委員会 第3回環境・利用部会 全体会議および自然環境班

## 議事録 (確定版)

### 全体会議

日時 平成15年4月10日 13:30~13:55

場所 大津プリンスホテル 2階 コンベンションホール 淡海7・8

### 自然環境班

日時 平成15年4月10日 14:00~16:30

場所 大津プリンスホテル 2階 コンベンションホール 淡海10

## 全体会議

庶務（三菱総合研究所 柴崎）

お待たせいたしました。これより淀川水系流域委員会第3回環境・利用部会を開催させていただきます。

司会進行は、庶務を担当する三菱総合研究所で務めさせていただきます。私、関西研究センターの柴崎です。よろしくお願いたします。

本日は、まず初めに全体会議を行いまして、20分程度全体での確認を行い、その後、自然環境班、水質班、利用班、3つの検討班に分かれて議論を行って頂く予定になっております。

本日は他部会から参加されている委員として芦田委員長、今本委員が出席されております。

それでは、審議に入る前に幾つか確認とお願いをさせていただきます。本日は、テーマ別部会を2つ連続して開催する方式をとっております。午前中には、第3回治水部会が開催されております。配付資料は、治水部会と共通の資料となっております。では、配付資料の確認をさせていただきます。

まず、「発言にあたってのお願い」、「議事次第」、資料2-1「『淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料（第1稿）』検討の論点について」。こちらは各検討班のリーダーから出して頂いた論点がとじられております。今日はこれをもとに議論を進めて頂きます。資料2-1補足は、提言と説明資料の比較資料です。資料2-2、論点に関する前回の部会での主な意見・やりとり内容をまとめたものです。資料2-2補足。こちらは環境・利用部会の皆さまから意見募集をして集まった意見をまとめたものです。資料2-3は治水部会のみで使用した資料です。準備の関係で資料2-3は入っておりません。ご了承下さい。資料2-4は、環境・利用部会で使用する資料です。利用班で特に使用する資料ということで、舟運についての河川管理者より提供の資料が入っております。

資料3、今後の会議日程が入っております。参考資料1「委員および一般からのご意見」。そして最後に分厚い資料になっておりますが、一般傍聴の方の資料には「共通資料」と右肩についていると思っておりますが、委員の方はお席に水色のファイルにとじて置いております。こちらは、委員の方には以前にも配っております資料ですが、「『淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料（第1稿）』に係る具体的な整備内容シート（第1稿）」です。この共通資料につきましては、4月21日の委員会までに開催されますテーマ別部会全てで使います。一般傍聴の方々に、その間のテーマ別部会等に出られる方がいらっしゃいましたら、今日お配りしたものを連続してご使用頂ければと思っております。よろしくお願いたします。

本日は、資料2-4と共通資料がカラー資料になっております。一般の方々には白黒での配付となっております。カラーのものは、受付で閲覧用を置いておりますので、そちらをご覧下さい。また、委員の席に寺川委員からの提供資料で、白いピラと水色の冊子、「琵琶湖を救え、水上バイクの問題報告書」というものを置いております。一般の方は、受付に閲覧用を置いておりますのでご覧下さい。

次に、前回の委員会以降に一般及び委員から寄せられたご意見について報告いたします。

参考資料1をご覧ください。委員からは、3名からご意見があります。一般の方からは、前の委員会から今回の間に3件の意見が寄せられております。一般の方の意見としましては、天ヶ瀬ダム再開発事業に関する意見、工業用水の用水道の転用に関する意見等が寄せられております。

次に、発言にあたってのお願いですが、本日は検討班の場でそれぞれ一般傍聴の方からご発言頂く時間を設けさせて頂く予定です。その際には、「発言にあたってのお願い」をご一読頂ければと思います。なお、委員の方の審議中は、一般傍聴の方々の発言はご遠慮頂きたいと思っておりますので、ご協力のほどよろしくお願い致します。

なお、会議終了後、議事録を作成しますので、委員の方、河川管理者の方におかれましても、恐れ入りますが、ご発言の際には必ずマイクを通して、お名前を頂いた上で発言下さいませようお願いします。

また、携帯電話をお持ちの方は、審議の妨げとなりますので電源をお切り頂きますようご協力をお願いします。

本日のこの全体会議は1時50分に終えまして、1時55分より検討班による審議を行い、そのまま検討班で終了する予定となっております。終了予定は4時半となっております。時間どおり終了できますよう、ご協力をお願いいたします。

それでは審議に移りたいと思っております。宗宮部会長よろしくお願い致します。

宗宮部会長

ありがとうございます。それでは、審議に入りたいと思っております。

まず、資料1の説明を庶務からお願いします。

庶務(三菱総合研究所 新田)

[省略：資料1の説明]

宗宮部会長

先般、3月27日に第2回環境・利用部会を開催させて頂きまして、3班に分かれてご議論頂いて、その後、全体会議という形でやらせて頂きました。いずれにしる、どちらの方式をとっても中途半端になるという懸念が若干ありましたが、本日、特にもう1回、今までの我々の提言の理念と説明資料(第1稿)の間の考え方、相違のようなものがあるのかどうか、あるとすれば、どこか等、整備計画に入れて欲しいというところを議論して頂きたいをお願いしてきたわけです。

かなりの線で議論して頂きましたが、まだ不十分なところは、本日また検討班でお話を頂いて、さらにもう少し個々の具体策の方へも入って頂いて、これは可能性があるのかなのか、或いはこういうのはどうだろうかというような意見まで進められたらと思っております。

本日は、最初に全体会議をやらせて頂いて、その後、各班の会議に移させて頂くという形をとっております。各検討班で詰めた話をして頂きまして、本日はできるだけ、まとめ

るかどうかわかりませんが、そこでひとつまとめをつくってもらいたいと思います。そして、できましたら、次回、第4回環境・利用部会を4月17日に開催することにしておりますので、第4回部会には、今度は部会全体会議のような形で、できれば各検討班のリーダーがおまとめ頂きましたものを皆さまにお配りして、それをベースにして考えていきたいと思っています。

と申しますのも、やはり自然環境、或いは水質、利用、保全といっても、相互に関係が出てきているところがありますから、単独に済むところ、そうではないところ、或いは両者で考えておくべきところ、どのような表現、或いは入り方をしたらよいのかということ議論して頂かなければいけないということがあります。4月17日はそのようなことを全体会議の時にやらせて頂いて、そしてその成果を一応まとめるような格好で4月21日の委員会に状況報告をさせて頂くということになるかと思っています。

4月21日の委員会には、河川管理者からダムを含めた資料が出てくるようですが、その時点で、部会から出したいいろいろな論点なり問題点についての大体のまとめを出しますので、再度照らし合わせてみるということをしてしたいと思います。それで、以後の議論にまたつないでいくということになるかと思っています。

検討班ごとに結論を出して下さいということになると大変厳しいので、4月21日の委員会では状況報告にとどめております。それまでに全体をきちっとまとめ上げなくてもよいのではないかと考えています。ただ、方向としては、このような方向だろうというのを提示できればよいと思っています。

本日、全体会議はほんの15分程度しかないのですが、今のような流れ、或いは進め方について、委員の方、何かありますでしょうか。かなり数多くの委員の方々がいらっしゃいますので、できるだけそれぞれのご意向を承れるような機会をつくりたいと思っています。それがよろしいでしょうか。

検討班ごとに少しずつ性格が違うので難しいといいますが、やり方も若干違って来るかも知れません。ですから、あえて最後の状況説明等の時も、大体このような方式かということ詰めておくくらいにしておいたらどうかと思っています。

最終報告がどのような形になるのかは、もう少し先になってまたご相談することになるかと思っています。いかがでしょうか。

#### 寺川委員

4月21日の委員会にダムの見直し等を含めた資料を提示するという事は、これは整備局の方から資料が出されるということですね。テーマ別部会は4月21日以降も引き続き2、3回開催する予定となっています。そうしますと、5月、6月までテーマ別部会は開かれると理解したらよいわけですか。

#### 宗宮部会長

一応、今の予定ではそのようにしておりますが、多分テーマ別部会で大体の方向が出てきた後、今度は地域別部会の方へおろして頂いて、またそこで議論をして頂かなければい

けないところがありますね。地域別部会へおりてまいりますので、多分、今のところテーマ別部会は2回程度を予定しているという状況なのです。

寺川委員

おろしてというのは、いわゆる琵琶湖部会、淀川部会という地域別部会になるわけですね。

宗宮部会長

そうです。

寺川委員

それは、この後2、3回のテーマ別部会でまとめたものを地域別部会におろしていくという形になるわけでしょうか。

宗宮部会長

テーマ別部会では全体を通じて、物の考え方なり、あり方みたいなものはこれでよいですかという話をずっとやっておりますので、個々の流域について、具体的にこの方策をする、しないというのを、1つ1つ積み上げることはできないわけです。

ですから、全体の考え方から通して、琵琶湖部会なり、淀川部会なり、猪名川部会なり、それぞれの部会に応じた問題点が出てきますので、そこでもう一度テーマ別部会の話をおうという考え方で、これでよろしいかということをお考え頂くということです。間尺に合わなければ、それに対してまたお考え直し頂くということになるかと思うのです。

寺川委員

その部分では、テーマ別部会を地域別部会とも並行して進めるというような感じで受け止めたらいいのですか。それとも、テーマ別部会としての1つのまとめというか方向が出た時点で、地域別部会で検討して頂くということになるのでしょうか。

庶務(三菱総合研究所 新田)

その辺の進め方ですが、今、寺川委員がおっしゃったような進め方も1つの方法です。4月17日に予定されております運営会議ではテーマ別の部会長と地域別の琵琶湖部会、淀川部会、猪名川部会の部会長が参加されまして、今後の進め方を、テーマ別部会が一区切りについてから地域別部会に行くのか、或いは並行しながら進めるのかといったようなところについて検討される予定になっております。その結果が4月21日の委員会で各委員に諮られて、大体どのような形で進んでいくかが決定するという、手続としてはそのような形になっています。

寺川委員

はい、わかりました。

宗宮部会長

芦田委員長、そういうことでよろしいでしょうか。

進め方の流れとしては以上のようなようです。

1時55分より、各検討班に分かれて議論を開始することになっておりますが、全体としてお聞きしておく方がよいことがあれば、今、どうぞご発言ください。

倉田委員

資料2-2の補足に私の個人的な見解を表明しているのですが、これはかなり前に書いたものがかなりあります。そういう意見に対して他の委員の方が皆様どうお考えなのか、私の考えが間違っているのか、そういうことをどこかで整理しておかないと、今後の話を進める時に困るのです。それについて、既に1カ月程、私は気にしながら来たのですが、全然解決していません。出した意見に対して、それに似た意見を整理して、違う意見と対比するような整理をどこかでやって頂かないと、言った人間自身が今後の発言に迷いを生ずるので、何らかの作業をお願いしたいと思います。

宗宮部会長

以前から、どういう形で返事を差し上げるかということが問題になっておりますので、委員会でもまた考えていきたいと思っております。

川端委員

倉田委員の今のご意見に関連しまして、自然環境班の立場から、どういう作業が進んでいるかを説明したいと思います。

寄せられたご意見は全て精読いたしまして、他の方のご意見とどのように違いがあるのか、一致しているのか、或いは取り上げてさらに深く議論した方がよいのかどうか、そういうことを前もって、自然環境班の公の会議以外にもリーダー、サブリーダーで議論はしております。その結果は、今日も具体的に資料として出ておりますが、自然環境班の論点の中で、さらにその議論を深めていきたいと考えておりますので、倉田委員のおっしゃった点は、最大限考慮して進めていく予定です。

宗宮部会長

以上ですが、よろしいですか。

それでは、そろそろ時間ですので、全体会議はこれで閉じさせて頂きまして、検討班の会議へ移らせて頂きます。庶務の方からご連絡をお願いします。

庶務 (三菱総合研究所 柴崎)

では、全体会議をこれで終了いたしまして、5分後、2時前くらいより検討班による議論を行って頂きます。

水質班の方は、このままこの会場で議論を行います。利用班は隣の会場です。ここを出まして左側の淡海9という会場で議論を行って頂きます。自然環境班は、もう1つ向こうの淡海10で議論を行って頂きますので、一般傍聴の方、委員の方、河川管理者の方、申し訳ありませんが、ご所属の検討班の会場まで移動頂きますようお願いいたします。机上資料以外の会議資料はお持ちになって移動して下さい。よろしくお願いいたします。

## 自然環境班

庶務（三菱総合研究所 新田）

それでは、自然環境検討班を始めさせて頂きたいと思います。

進め方は、先ほど全体会議で宗宮部会長からご説明があった通りですので、よろしくお願いいいたします。

本日は他部会から、本多委員が来られる予定になっています。まだお見えになっておりませんが、後ほど議論に参加して頂ければと思います。

それから、皆さまの机の上には、机上資料ということで、提言の冊子、説明資料関係ファイル等々を置いています。参考のためにご覧頂ければと思います。また、過去のワーキングの資料、自然環境班では、水位管理ワーキングの資料を一式ご用意しております。審議の参考にして頂ければと思います。

検討班の終了時刻としましては、16時半を予定しています。ご協力のほどよろしくお願いいいたします。

それでは、川端リーダー、どうぞよろしくお願いいいたします。

### 川端リーダー

自然環境班のリーダーの川端善一郎です。どうぞよろしくお願いいいたします。

自然環境班の議論の進め方を、最初に簡単に再確認します。

今日、お手元にお配りの資料2-1「『淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料(第1稿)』検討の論点について(治水部会、環境・利用部会)」の資料に基づいて話を進めていきたいと思います。

例えば理念、大枠の考え方に対して、修正をした方がよいのかどうか、議論を深めておいた方がよいのか、或いは深めるべき点について話し合っ頂きたいと思います。もちろん、いろいろな意見の中に個々の具体策を挙げて議論するというのも、できればと思っています。それを踏まえて、次回の話し合いの時には、他の班と、自然環境班で議論になっている問題がどのように関係しているのかということに関して、集中的に話し合いをしたいと思います。今日は大枠を中心に、そして個々の具体策に関する意見についても話を出していきたいと思います。

では、議論をやりやすくするために、資料2-1をご覧下さい。その4ページに「自然環境班の論点」という形で、話し合うべき視点についてまとめてみました。これは前回の3月27日の議論を踏まえて、その後、委員の方、何名かからご意見を頂き、さらに議論すべき問題をつけ加えたものです。前回も話題に出ていた点もあって、重複するかも知れませんが、現在の時点で、ここに書きましたそれぞれの項目について、今日は議論をしていきたいと思います。

まず、1) 2) 3) と分けてありますけれども、1) は特に理念、或いは大枠、考え方、そういうものについて議論すべき点をまとめておきました。それから、2) には、個別的に具体的な事例を考えながら、どういう視点を議論しなければいけないのかということにつ

いてまとめておきました。それから、3)ですけれども、説明資料(第1稿)に書かれていることと提言を比較してみますと、考え方が違うのに同じ言葉を使っている、或いは同じ言葉を使っているのに別の考えで議論しているという点が懸念されます。まずその言葉の意味の共通理解が必要だということを考えまして、もう一度原点に立ち返って理解し合うという意味では、そのターミノロジー(用語法)に関して、きちりと、どこまでを意味しているのか、どういう内容を含んでいるのかという話もやっておく必要があるのではないかと考えまして、3)にその提案をさせて頂きました。

まず1)の理念や大枠の考え方について話し合っ頂きたいと思います。

ここは、前回にも話が出たそうですが、私は先回都合で出席できなくて大変失礼しました。後で資料を検討して、それからサブリーダーの西野委員に聞きに行っ、どういう話があったのかということの後で理解しました。これは基本的な考え方にも関係してきます。

まず第1に、「川が川をつくる理念」が重要ではないかということ、議論をし直しまして、もう一度皆さまのご意見を募った方がよいのではないかとということで、ここに挙げておきました。それから、ドットで書いてあるのは、「川が川をつくる理念」のもう少し具体的な項目についてここに示しておきました。まず、この「川が川をつくる」という理念に関して、自由に意見交換をして頂けたらと思います。よろしくお願ひします。

実は、昨日、自然環境班のサブリーダーの西野委員と話し合いました。それで、この2番目の「野生生物保全のために、『何もしない区域』『立ち入り禁止区域』の設定」に関して、議論をしておくべきではないかという話が出まして、この問題を提起させて頂きました。これに関して、どのようにお考えでしょうか。

1番目のドット「自然回復の考え方」は、前回の議論の時に出ていたと思います。それから、3番目の「生態系の構成要素と機能の保全と回復」、これについても出ていたと思うのですが、具体的な対策の内容、例があれば、話し合っ頂けたらと思います。

繰り返しになって申し訳ありませんが、前回比較的出ていなかった点、「何もしない区域」「立ち入り禁止区域」、これを設定する考え方についてどうでしょうか。理念の中にこういうのを考えること自体に問題があるという点でも構いません。

寺川委員

私も前回欠席させて頂いたので、失礼な発言になるかも知れません。

説明資料(第1稿)と提言を照らし合わせて論点を提示したということで、それについて、各委員からの意見、或いは一般からの意見を集めて、議論も進めてこられたのではないかと思います。そういう意味で、今回この資料で議論をするのについてはわかるのですけれども、具体的に説明資料(第1稿)のどこにこういう提示があっ、ここはこれでよいのかどうかというような、具体的な形での議論の方がしやすい感じがするのですけれども、いかがでしょうか。

川端リーダー

委員の方、或いはその他の方のご意見をどのように汲み上げて、どう今の議論の枠にほ

うり込んだかという話だと思うのですが、先回の3月27日の会議で、自然環境班、或いは水質班、それから利用班でまとめ方の立場がちょっと違ってきます。

自然環境班に関して言いますと、今、私が議論すべき点を提案しましたがけれども、その点は、まず庶務で出して頂きました3月27日に配付された資料の2-1というもののなのですが、ここで自然環境班のみが、ほかの2班と比べて、別の整理の仕方をしていたのです。

委員の方から、現在まで全部で3回の意見聴取を行っています。その3回の意見聴取は、今日、別の資料にも配付されておりますけれども、それを全部並べてみまして、その意見を、庶務で用意して頂いた論点の比較の表がありましたので、そこに全部落とし込んでいったのです。最初は全て落とし込みました。それで、特に重要な点、似たような意見も出ていましたので、それを1つに合わせて意見を整理しました。その結果が、先回3月27日に配付されました資料2-1に提言と説明資料(第1稿)との対比表というのがあるのですが、その中に全部入れてみました。

ですから、この場合、具体的な事例を考えて、それをもう少し幅広く考えるために一般化して、今日は提案させて頂いたという形です。

つまり、なるべくここで提案した概念の中で、いろいろな議論をやって欲しいということがありましたので、具体的な事例はここに出しませんでした。

#### 寺川委員

わかりました。そしたら、ここではこの説明資料(第1稿)と提言にあまりこだわらずに、それぞれ意見交換をするというような形でよいのでしょうか。

#### 川端リーダー

はい。基本的にはそうだと思いますが、提言があって、それに対して説明資料(第1稿)が出てきていますので、その2つを比較して、提言側から、どこをもう少し補強して議論しておかなければいけないのかということが、まず議論の第1段階です。それで、第2段階は、説明資料(第1稿)を具体的に考慮しまして、提言に沿った説明資料になっているかどうか、その場合にも、個別的なもののみにとらわれるのではなくて、それが抱えている問題点を幅広く委員会で議論してみた方がよいのではないかということです。

#### 田中真澄委員

もうひとつ、意見を出す上での整理がついてないのです。

順序として提言に対して河川整備者側から説明資料(第1稿)は出たわけですね。その説明資料(第1稿)の検討にあたっての論点(案)についてというのが、この真ん中に「論点」があって、左に「提言」があって、右側に「説明資料」があります。これに対して、皆さま、例えば環境なら6ページから10ページのことについて、意見を提出して下さいという形で意見を出したということです。その次に、結局、この前の資料の2-1で皆さま意見を出しておられますが、それをもう一度簡単にまとめて、今日議論をする資料として出されているということで、順序的にはそういうぐあいに理解してよいのでしょうか。

川端リーダー

はい、おっしゃる通りです。

今日の自然環境班の論点 1) の「川が川をつくる理念」という理念は提言にはっきりと書いてあるわけです。

もちろんこの考え方を具体的な整備内容に反映していくためにどうしたらよいかということも、当然考えなければいけないのですけれども、この「川が川をつくる理念」というのが、具体的な施策に反映されていくためにも、流域委員会が提言で「川が川をつくる」と言った意味や中身等をもう少しここで議論しておけば、具体的な施策に移っていく時に誤解がないというか、よりよい協力体制なり、或いは理解、或いはバックアップ体制ができるのではないかと、もう少し前向きに施策の方に持っていけるのではないかとということがあります。

「川が川をつくる」というのは、非常にある意味では感覚的でありますし、具体的に何を意味しているかもわからない場合があるわけです。ですから、各委員の方が、理念的にはこれには賛成だということなわけです。ですから、もう少し具体的な事例を想像して、その立場から、例えばこのようなことがあるではないか、これが非常に重要ではないか、施策をやる時に、難しいけど絶対考慮してもらわないと 30 年後の新しい河川はできないのではないかと、そういう議論をして頂ければ、非常に後で役に立つのではないかと思います。

別に言えば、手順的に言えば、後で委員会に自然環境班の検討内容を適切な形で伝えることができると思います。

江頭委員

川端リーダーがおっしゃったことを、少し補足させて頂いてよろしいでしょうか。

確かに、これまでいろいろな議論を伺っていると、「川が川をつくる」という言葉の持つ意味、これは多分ばらばらになっている可能性が非常に高いわけです。前回は議論していきまして、紀平委員と隣り合わせだったのですが、自然環境の理念とは何か、この言葉に集約されているなというような話をした記憶があります。

「川が川をつくる」という言葉の持つ意味は、水流が流れて、砂を運んで、川が変化してというような、そういう物理的なことが 1 つ大きな意味としてあります。それから、そこに育まれる生き物といいますか、生物の多様性、そういうものが 1 つあると思います。それから、もう 1 つは河川景観といいますか、我々が川とつき合っていく中で川に持つ思いみたいなものですね、そういうものがあるかと思うのです。そこら辺を整理していった方がよいと思います。

川端リーダー

そうですね、「川が川をつくる」と大上段に構えてしまうと、中身が非常にぼやけてしまいますので、江頭委員がおっしゃったように、分けて議論をしてみたいと思います。

例えば、今、自然にという意味かと思いますが、その観点から、例えばこういうことを

意味しているのだ、こういう事例もあるのだというような、もし意見があれば考えやすいのではないかと思うのです。

それから、もう少し自由な議論でよいと思うのです。筆記されたり、聞いておられたりする方がたくさんいて、間違っただけを言うと、その責任が問われるということもあるのかも知れませんが、それはちょっと勘弁してもらって、間違っただけも言うくらいで意見を言ってもらった方が深められるのではないかと思うのです。

江頭委員のおっしゃった点で、私が意見を言ってよいですか。

江頭委員

どうぞ。

川端リーダー

物理的と分けましたけど、言いたいことの第1点は、物理的な側面から「川が川をつくる」というのは、確かに物理的に川が川をつくるのですが、それは例えば結果的に生き物の生息環境をつくる、それからいろいろな生き物をそこで保持できる、それから全体として見た時に、どういう川なのかという景観もつくっていくという形で、物理的な要因というのは、ほかの今3つに分けた観点とはっきりと区別できない面があるというのを1点言いたいと思うのです。反対意見ではなくて、補足意見です。

それから、例えば1つの例として河口部があります。大きな河川、或いは小さな河川でもよいですが、河口部を考えますと、あれはまさに物理的要因が形づくって、生物の生息空間もそこにつくっていくというのが確かにあると思うのです。例えばそこに干潟が自然にできるとか、それによって浄化が行われる、或いはいろいろな渡り鳥が飛んでくる、或いは魚が溯上できるような形態ができる、そういう物理的な要因というものが、生物生息空間をつくり出して、最終的には景観もつくって、私たちがそれを見た時に、全体としてよいものとして価値を認めるというのがあると思うのです。

そういう意味で、例えば物理的な要因が川をつくっていく1つの例としては、今のような河口域ですね、なだらかな砂州ができる、或いはある広さを持っている、そういうものが自然の力であればそれができるのです。しかし、物理的に、人為的に川を掘削するなり、或いは形を変えるなり、或いは真っすぐするということをやりますと、なかなかそういうものがないというのがあるのではないかということです。ですから、河川としては、川が川をつくっていくという観点は、川らしい川をつくっていくという意味では非常に重要ではないかなと思います。

谷田委員

もう少し具体的に言葉を使わないと、「川が川をつくる」ということが技術にもならないですし、それから理念にもならないのです。

1つ言いたいのは、例えば物理的環境と言ったところで、一体何だろうということになってしまうのです。

私の理解では「川が川をつくる」というのは、川が持っている、川が運んでいる土砂、それから洪水も含めた水量変化、もちろん水量変化によって運搬であるとか掘削をするわけですが、それで川が川をつくっているのです。川が川をつくる一番基本なのです。水量変化があっても、砂が運搬されないような環境になってしまうと、川が川をつくれなくなるのです。幾ら砂があっても、水量の変化がなければ川は川をつくれません。

それから、もう1つあるのですが、実はスペース・フォー・チェンジという意味で私は言ったのですが、要するに「変動を許容する十分な河川空間」、この横の広がりもなければ、川はやはりできないわけです。川が川をつくれなくなるのです。非常に細い溝のようなところに砂と水を流してやっても、スペースがなかったらハビタット（生息環境）は形成されないわけです。

川端リーダー

谷田委員のおっしゃったのは、資料2-1の2)の3つ目の「変動を許容する十分な河川空間を確保できる施策の追加」ですね。

谷田委員

はい、そうです。

川が川をつくるという概念と関係するものは結構あるのです。言いましたように「変動を許容する十分な河川空間」とあります。

それから、「水辺移行帯」というのも、実はこれは非常に大事で、これがないと、やはり川が川をつくれなくなるのです。というのは、これは淀川部会でよく議論しておりますように、よほど大きな洪水でないと高水敷に水が乗らないのです。水辺移行帯があれば、中規模洪水であっても、川が川をつくる働きがあるのです。

そのように、川が川をつくるのは一体何だろうかというのをピックアップして、それに必要な条件を挙げてあげれば、川が川をつくる技術というのが説明できると思うのです。それは物理環境ではなくて、やはり洪水であり、土砂であるということだと思います。

江頭委員

「川が川をつくる」という言葉の持つ意味というのは、とらえ方が非常に、自分のバックグラウンドによって随分違うわけです。私が物理環境と言う場合にも、まさに私は、川端委員、谷田委員がおっしゃったことと同じ意味で申し上げているわけです。

生息空間そのものは、いわゆる形として見れば、まさに物理現象そのものでできているわけです。例えば、川に植生が入ります。植生が入ると砂が動きにくくなります。そうすると、そこにまた土砂がたまりやすくなって流路が固定されるというような、そういうプロセス全体を含めた話になっているわけです。

お互いに、全く反対することを言っているのではなくて、使っている言葉の持つ意味が違ってきているというような、そういうことになっているのです。

## 谷田委員

実は、物理的なベースとしてはそういう働きなのですね。その次が、生き物が棲めるような川辺のハビタット（生息環境）が形成されるのは、やはり最後は生物がからまないと絶対できないと思います。

川が川をつくる技術というのは、そんなに難しくなくて、しかもきちんと水利の言葉で語られ、それから世代の言葉で割と語りやすい部分ではないかなと思います。そしたら、あまりこう理念で言ってしまうと大変で、やはり具体的なものとしてまとめて提言した方が、我々はよいのではないかと思います。

## 本多委員（他部会所属）

川端リーダーの方から、間違ってもよいからというようなことを言われたので、ほっとしながら発言をさせて頂こうかなと思っております。

「川が川をつくる理念」ということで、1つお話をさせて頂きたいことがあります。川は、山から源を発生して、そして海へ流れていくという過程の中で川がつくられるということですので、私はその山のことについてちょっとお話をさせて頂きたいのです。

今日、ここに資料2-1補足というのがあります。これには、提言と論点と説明資料ということで、参考にしながらお話をさせて頂きたいのです。資料2-1補足の37ページに、ダムの話があります。この部分と言いますのは、殆どが山の問題になっているかと思えます。私どもの方で、余野川ダムの地域の環境調査を行いました。その中で、余野川ダムの開発のために、いろいろな環境のための施策というものを、工事事務所の皆さまが専門家の意見を聴きながら進めて下さっています。

例えば、国鳥でありますオオムラサキを保護するために、その樹木を木ごと移植して下さる、それからモリアオガエルが棲んでいる森がありますので、ピオトープをして下さるとか、もちろんオオタカが生息していますので、オオタカの生息域を保全するというような、そういういろいろなことをして下さっています。それが十分であるのかどうかというのは、また議論があることかと思えます。

私たちが調査しています中で、いろいろな生き物が棲んでいくためには、特別なもの、例えば絶滅危惧種だけではなくに、普通の生き物が棲んでいくために、普通の植物も保全していく必要があるのだなということをごく痛感して感じています。

例えば、テンが冬場生活する上において、ケンポナシの小さな林があるのですが、それが生息に非常に影響を与えているということがあります。ケンポナシやテンというのは絶滅危惧種であるとか貴重な生物であるということではないのですが、そういう生き物が生きられる環境があって、そこに貴重な種も棲んでいけると思えます。

そうすると川をつくる源のダムのところで環境への影響と改善策というようなことも書かれています、そこにある貴重なものだけを保全するというだけではなくに、普通の生き物もそこで幅広く生息していけるような改善策というものも要ると思えます。

例えば、カキの木を保全するとか、そういう身近なものも保全していく、例えばリスの暮らせる環境があるためには、アカマツというようなものも要るのかも知れないです。そ

ういう、決して貴重な種だけを保全していくのではないのだということを、ひとつ考え方の中に入れて頂きたいと思います。

#### 紀平委員

自然が自然を、川が川をつくるという話は、これは皆さま同じように思っている、私もしゃべり方が下手なものですからなかなかうまく言えないのですが、先ほどから聞いていますと、ずっと昔、まだ川が自由に暴れることのできるような、そういう時の川が川をつくる本質があると思うのです。それは頭に入れておくべきだと思います。

現在は人が手を加えて加えて、都市河川になっている淀川です。これをもう一度、人間が少し手助けをして、少しでも自然が回復するよという考えでは、昔なら入れ物をつくってしまうのです。例えば、ワンドをつくって下さいという話をすると、どのようなワンドがよいか、では、石積みをどのようにして、どのような形にしようになってしまうのです。初めから箱物をつくってしまうのではなくて、水に任せて、少しだけ手伝って、掘削して、水制のようなものを少し出してみると、そこに水が運んできた土砂が堆積して、ひとりでワンドができていくというような工法をとるべきではないかと思いません。その時に水が自然をつくるよいうかそういうことができるのだと思います。

ですから、先ほど江頭委員もおっしゃりましたが、私も同じよな話をしていたわけです。物理的に水が土砂を運んできて、入り江の水制のところに堆積して、ワンドができていくのです。これは、長い目で見ていると、10年、20年先にはつぶれるかもわからないです。つぶれてもよいのではないかと思うのです。つぶれないものをつくろうなんていうことは、まずできないと思います。初めから、理想的なワンドとか、そういうものを設計してつくるよいうのは、これからはやめた方がよいと思います。水に任せよいうことではないかなと思います。

例えば、淀川の例を挙げますと、平成ワンドというのがあります。ちょうど城北公園の向かい側に豊里地区というのがありますが、その辺りに、かなり石を積んでワンドをつくりました。去年から今年にかけて楠葉に、本川が河床低下を起こして干し上がったワンドを再生しようよいうことで、素掘りをしています。昨日も、一昨日も、そのワンドに私は実際に行ってきたわけです。今朝もちょっと寄ってきたのですが、非常にたくさんの魚が入って回遊していました。昔、河床低下を起こさなかった2、30年前の雰囲気に戻りつつあるよいう感じがして非常に懐かしく思ったのです。これがあちこち淀川の流域にできていってくれたらよいなと思いました。その時には、何遍も言いますが、完全につくらない、もう水に任せよいうことが大事だと思います。

もう1つ、水辺移行帯の話なのですが、確かに、水辺が移行するところは、傾斜があれば移行帯が少ないのです。極端に言えば、岸壁になっいても、水が上昇して上がっていきます。川那部委員が前におっしゃっていたのですけども、水際と水辺と違うのです。水際が深くなっような、そういう水際よいうのはありますけど、水辺よいうのは、実際に人が入っような浅いところがずっとある水辺、緩やかな傾斜があっ、本川の水が増えると、どんどんあふれていく、緩傾斜を水位が上がっっていくよいう、そういう

緩傾斜のある水辺移行帯のことをいうのだと思います。ただの水辺移行帯ではなくて、絶対に緩傾斜のある水辺移行帯というのが、川を育てていくのではないかなと思います。

#### 川端リーダー

補足になりますけれども、本多委員のご意見の中に、「川が川をつくる」というのとちょっと違うかも知れませんが、考え方は非常に重要です。

別の例として、例えば琵琶湖のタナゴですが、そのタナゴというのが、最近漁獲量がすごく減ってきているそうです。そのために、湖岸域のシジウ藻類が非常に増えてきているということです。何故ならば、タナゴがそれを食べるからです。タナゴは経済的な価値があまりなかったそうなのですが、別な意味では役割はあるのです。そういう評価もできるわけです。タナゴというのは、いわゆる一般的な普通の魚ですから先ほどカキの木の話が出ましたけれども、普通の生物も守ることが、全体のシステムを維持していくためには非常に重要だというお話でした。結果的に貴重な生物も生きられる環境をつくっていくわけです。

ですから、そういう意味で、普通の種への気配りというのは非常に重要ではないかと思えます。それは河川に棲んでいる魚でも全く同じですので、それは心にとめておくべき非常に重要な点ではないかと思えます。

それから、江頭委員が話のきっかけで、紀平委員がおっしゃった点、それと谷田委員もおっしゃっていましたが、川が川をつくる具体的な内容の例が出てきました。これは、例えば資料2-1の河川形状のところにもまとめてみたのですが、具体的な事例を考えながら問題点を深めていこう、議論していきましょうという点で挙げたのです。

例えば、その理念を実現する技術に、今のがつながっていくと思うのです。ちょっと手を加えて、あとは自然の力に任せるという考えが大事なのだと思います。そのちょっとというのが、どういうちょっとなのかというのが、これから技術的に考えたらよいということですよ。水辺移行帯の件に関しても、委員からもらったご意見の中に、例えば水辺移行帯公園ができるのではないかと危惧していた方が何人かいらっしゃいました。それは、あくまでも公園であって、水辺移行帯ではないのではないかというご意見でした。つまり、今の考え方を言うと、自然にちょっと手を貸して、そしてその自然が自然の力で水辺移行帯をつくるという考え方に反するのではないかというご意見もありましたので、そういうことも考慮して、今の点は機会があるごとに考えていくべきではないかと考えます。

もちろん、そういうことができるための十分な空間、谷田委員が指摘しているように、そういうものも必要かも知れません。

#### 谷田委員

1つここで確認しておかないといけないと思うのです。

川に川をつくらすのが本来の姿です。ところが、いろいろな制約が淀川でできたために、人が手助けをしなければいけなくなっているのが現状なのです。ですから、都市化して、人間からの川に対するストレスが高ければ高いほど、川が川をつくりにくくなっていると

いうのも理解していかなければいけないのですが、本来的には、あまり手助けしなくても川が川をつくるのが本来の姿だということだけは、常に意識しておかなければいけないのではないかと思います。

#### 田中真澄委員

同じようなことかも知れませんが、一体川とは何かということに問題があると思います。川は自然の中で生まれて自然に育ってずっと来ているわけなのですが、自然の川の流れに人間というものが入り出して、つまり川自体はごく自然な生態の中で育っていきたいというかずっと生きていききたいのだと思います。しかし、人間社会、人間がいる限り川に手を加えてしまうということがあります。

そこで、川が川をつくるということがだんだん不可能になってきた。人工的に川を変えていく状況の中で、今、議論しているわけです。例えば、今、川が川をつくっている場所があるのか、あるとしたらどの辺なのか、あるとすれば、そこをある程度モデルとして見る、川が川をつくっている理想的なところがあれば、守っていくというか保全していくという姿勢も入れていくべきではないだろうかと思いました。

#### 川端リーダー

今の視点は非常に重要ではないかと私も思います。今日の論点の1つに、2) の最初のドットのところに、田中委員が今指摘されたことを議論したいと思ひまして、類似した点を上げておきました。重複しますけれども、例えば「自然環境が良好な生態系を極力保存（手を加えない）すると共に、それを参考にして生態系の回復を図る。」ことが重要ではないかという、これに関連した意見だと思うのです。ですから、河川がどんどん変わってってしまうから、何を基準にして、よい、悪いと言うのかということが非常にわかりにくくなってきています。

そういう意味では今の指摘と非常に関わると思うのですけども、例えばいろいろな問題があるかも知れませんが、今日の論点の1つに、「何もしない区域」、或いは「立ち入り禁止区域」、そういうものをつくれれば、河川本来の姿がそこにあるに違いないということは期待できるわけです。ですから、それとも非常に関連してくると思うのです。

今の議論の中で、谷田委員が現実もきちんと見ましようということですが、議論のための議論になってしまうのを恐れますが、私の方から谷田委員にちょっと質問なのですが、それを認識した後、例えばこのようにした方がよいという提言を当然期待します。しかし、その場合には、現実的には川が川をつくってないという場合もあるわけですから、それを見なければいけないということですね。

それでは、川が川をつくるというのはどういう川を考えたらよいのか、もし具体的な案があったら、例があったら教えて下さい。

#### 谷田委員

琵琶湖淀川水系で考えていかなければいけないとしますと、やはり川が川をつくれるよ

うな場所というのは、絶望的ではあるのです。

何故かという、やはり本当の川ですと本川以外に非常に広い氾濫原があったと思います。これは今の琵琶湖淀川水系では望むべくもないと思いますけれども、ただ堤防間距離が結構あり、砂の供給量が多いという意味では、川が川をつくる、かなりの長さをとって、そういうエリアを設定できるのは、琵琶湖淀川水系ですと、多少木津川に可能性があるかなという感じです。

淀川本川ですと、川が川をつくれるのは生息の場所になっていく最後のところですよ。そういうところはつくれます。かなり手助けしてやらないとできないだろうと思います。

私も田中真澄委員と同じように、生き物のためというより、川が川の生態系を自分でつくっているような場所を規範として見られるようなところを、それぞれの流域に1カ所くらい置かなければいけないだろうと思います。そうでないと、川を川がつくる技術を学べる場所がなくなるのです。それに流域ごとの特性があります。

#### 江頭委員

さかのぼって紀平委員と川端リーダーと谷田委員とは、私が1つついていけない問題があります。

それは、川ができた歴史、タイムスケールですね、こういうところをやはりしっかり押さえてないと駄目だと思います。要するに川というのは人が手を加えないと、我々はその生活基盤をつくれないうことが前提にないといけません。何故かと言いますと、我々は沖積地に全部住んでいるわけです。今の川がつくった土地の上に生活基盤を持っているわけです。それをやはり忘れてはいけないと思うのです。まず、それが基本だと思ふのです。

昔からずっと川に手を加えてきて、特に江戸時代から明治初期にかけて淀川というのは、どんどん土砂が出てきて河床上昇で、洪水で皆さま困ったわけです。それで、ほうっておくと舟運もできなくなる、要するに輸送手段もなくなってきたということで、ずっと河川を整備されてきた歴史があります。そこに我々は生活しているのだということが基本にないと、議論を非常にしにくいです。

そういう限られた空間の中で川は生きているのだということです。要するに、再生能力があるのだということが、やはり川が川をつくるという議論の条件であるということをお忘れはいけません。いかがでしょうか。

例えば、今、川が川をつくるという議論の中で1つ提案させて頂きたいのは、川が悪くなる例として、川の河床低下がずっと一方的に進んでしまったり、河床材料がどんどん粗くなる一方である、或いは河床材料が細くなる一方である、物理量でも何でもよいのですが、そういうものが一方向に進むような現象は、やはり悪い例だろうと思います。

今、川が川をつくる極めてよい例として、ある許容される範囲で変動を適当にしているというものが自然再生能力、自然の修復能力を持った川であろうと思います。それは1つの基準になるのではないかと思います。

#### 川端リーダー

谷田委員、ご意見はありますか、江頭委員の指摘に対して。

#### 谷田委員

淀川水系はすごく幅があります。一番端は本当に原始河川に近い川が川をつくっています。それから淀川本川のようにかなりコントロールされたということがあります。どこら辺でどのような川に自由度を与えるかというところは、全く無視しているわけではなくて、淀川ですと、原始河川が100として淀川本川が10とすれば、幾らがんばっても淀川で実現できるのは、せいぜい50とか60くらいのところだというのはよく認識はしています。しかし、やはり目標はそこにもあるのだよという、それだけはやはり頭に置いておきたいなというのが、おそらく江頭委員と我々とちょっと違うという形で考えているのだと思います。

#### 寺川委員

私は、川が川をつくるという理念は、今までの川づくりのあり方を検証した結果、そこに欠けていたものを表現しているのではないかというような感じがしているのです。

今も江頭委員がおっしゃったように、川をほうったらかしにしておいたら、大雨が降れば当然水とか土砂が好きなところに流れていくわけですから、それは川をつくっていくでしょうし、古い時代はそうだったと思うのです。

そこに人間が住むようになって、川を人間がつくってきたということだったと思うのですが、やはりそのつくり方がこれまでは人間本位、いわゆる川の本質的なものを十分知らない、或いはそれを大切にせずに人間の都合だけで川づくりをやってきたという結果が、川とか湖といった自然を破壊して、人間そのものも住みづらいものにしてきたということなのだと思います。

それをもう一度、人間も安心して住みやすくしようと思うと当然、人間だけではなくて、あらゆる生物や生態系も大事しなければ、人間そのものも生き残っていけないというような辺りをどのように表現するか、これまでの人間が人間の都合だけでつくってきた人工的な構造物をもっと自然本来の姿をしっかりと見極めてやっていこうという思いが、川が川をつくるという理念になっているのではないかと私は理解しておりました。そういう基本的な理念の部分でとらえておかないと、どういう川がよいのかということになると、非常に難しいのではないかと思います。

#### 田中真澄委員

寺川委員が今おっしゃることは、川が川をつくるという理念は、今までは人間がいろいろと川をさわってきた、しかし今回河川法が改正されて環境という主軸が入ってきて、今まで通りの河川における人間の携わり方では駄目なのだ、つまり逆に言うと、人間が川をつくる、その「人間が川をつくる」の人間のところを、川が川をつくるという方向転換が必要だということですよ。

寺川委員

そういうことですね。

川端リーダー

補足ありがとうございました。江頭委員、よろしいですか。

江頭委員

まさに同じことです。

川端リーダー

矛盾はしてないと思うのです。つまり、河川を人間が利用してきた結果、現在の姿になっている、それはきちんと歴史の産物として認識すべきだというのはその通りだと思います。

では、これからどうするのかということで理念が考えられ、提言が出てきた後、それを深めるためにはどうしたらよいかという段階に議論が差しかかっていると思うのです。ですから、今の議論は振り子のようにもう一度もとに戻って考え直すという意味では非常によいと思います。

現実的に、それを施策に結びつけるためにはどういう可能な方策があるのかというのが次の段階になってくると思いますので、今の視点は委員の方の意見も、ある意味では違っているかも知れませんが、基本的にはいろいろな意味の具体的な内容を含んだ意味で、川が川をつくるという立場は非常に大切ではないかと、これは私の個人的な意見ですが、思います。

谷田委員

寺川委員がおっしゃった側面ともう1点あるのです。10年か20年くらいずっとやられてきた多自然型川づくりというのは、川の自然までつくってしまったわけです。人工化したことに対する反省で自然をつくったのです。しかし、コストばかりかかりあまりよくないということで、最低でも最後の仕上げは川につくらせようというのがあると思います。

そうすると、私は自然再生法も危ないかなという気がするのです。自然再生法で予算が出て、最後まで完成させる発想がこれからも続けば、箱庭しかできないです。自然はできません。ですから、やはり自然再生法も自然的再生の方法を活用した自然再生をやらなければいけないと思います。これはやはり繰り返して考えておかなければいけないのです。その問題が一番に如実に出るのが川の自然ではないかと思います。要するに、江頭委員がおっしゃったようにダイナミズムがあるがゆえに川の自然ではないかと思うのです。

#### 江頭委員

川が川をつくる理念というのは、多分今ほぼ言い尽くされたと思うのです。

ただ、その理念に沿って河川整備をする時に、何か目標が要るわけです。例えば提言の中では、1960年代頃の環境に近づけるといような目標が書かれているわけですね、私自身は反対ですが。反対と言いますのは、その世代の人間しかそれは理解できない言葉だからです。ですから、私自身はあまり好ましい言葉ではないと思っているのです。それを補う言葉としまして、谷田委員がおっしゃったように川のダイナミズムといいますか、許容、これは人が許容するのか生物が許容するのかというのは議論があるところですが、ある許容させる範囲で変動があるということが1つの基準になろうかと思うのです。

そういう1つの目標ができれば、ではそのためにはどういう工法とか方法があるのかという議論になっていくのだと思うのです。ですから、1960年代、そこら辺の状況を少し議論していく必要があると思うのです。この理念に沿った川づくりをするという時には、1960年代の川がどうであったかという話を、議論をしっかりとく必要があるように思います。

#### 川端リーダー

今の1960年代の河川とはというのは、大分、人によっても考え方や体験なりイメージが違ふと思います。ここで15分間の休憩を入れさせていただきます。3時15分から再開させていただきます。

〔休憩 15:00～15:15〕

#### 庶務（三菱総合研究所 新田）

それでは時間も参りましたので、これから再開をさせていただきます。川端リーダー、よろしくお願いいたします。

#### 川端リーダー

再開いたします。

今日の議論すべき点の中に言葉の共通理解というものも提案させていただきましたが、それと密接に関連する点についてです。1960年代の河川は、人によって考え方が違う可能性が強いわけです。その話題がたくさん出ましたが、議論のきっかけのために、大変恐れ入りますが、河川管理者の方に意見をちょうだいしてもよろしいでしょうか。どのように考えているのか、具体的な考えが出てくれば、それが多分施策の方に強い影響を与えていくのではないかと思いますので、そこら辺の考えを自由に聞かせて頂けたらありがたいのです。

#### 河川管理者（近畿地方整備局 河川環境課 淵上）

目標として1960年代ということで提言の方で書かれているのですが、認識としては、やはり河川管理者も同じように、人間が全てこうしたらよいと、箱物をつくってこうすればよいというわけではなくて、ある程度自然のリズムに合わせる形でお手伝いするという形で考えております。

そのために、具体的な施策として河川形状であれば、今まで過去浸かっていた冠水の日数を当てはめてみて、それで提言しようと考えております。もちろん、フィードバックして、一気にのべつ幕なし全川でやるわけではありませんので、一方でモニタリングを実施していくということで近畿地方整備局では考えております。

当然、60年代という設定はありませんけど、やはりそれは今の状況等を踏まえまして、前回の部会でも本多委員の方からご意見頂いたように、よいと思っていた環境をつくるために、生み出された環境を破壊する可能性もありますので、それはやはり順応的といったらよいのですか、モニタリングして効果を見ながらやっていきたいと考えております。

お答えになっているかどうかわかりませんが、そういうふうな考えを持っています。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川水系総合調査事務所長 久保田）

1960年代の環境ということなのです。これは委員の方々もそうなのでしょうけれども、私どももちょうどその頃に生まれたような者もこちらにはいるわけですし、よく知らないという面もあります。各個人で相当違うと思います。そういう意味からしますと、明確な形で説明資料(第1稿)には書いてないのですが、私たちも目標は何かと言われれば、そのようなことを意識しているというのが実態なのです。

1960年代の環境には個人的には随分、差があることだろうと思います。ちょっと私もまだそんなに大人にはなっていないのでよくわからないのです。当時はまだまだ水害の頻度も多くて、また台風もよく来た頃ですし、治水の必要性というのが一方でありながら、また平常時ということを考えますと、川に遊びに行くといったことが普通に行われ、或いは川の中で泳いでいたということがありましたし、例えば淀川の方で言えば、まだまだ高水敷に水がかぶっていたような頃だろうということでもあります。

そのようなことが高度成長期を経て、水質の問題もあるのでしょうかけれども、随分変わってしまったというようなことで、できるだけそのような事態を意識して、修復という言葉がよくないという話もありましたけども、そのようなことを戻していきたいというのが河川管理者側としても共通の考えであろうと思います。

本多委員（他部会所属）

河川管理者の皆さまから、今、そういうお答えを頂いて、ありがたく思っております。

非常に大切なことだと思うのですが、例えばモニタリングをするにしろ、いろいろなことをするにしろ、コンサルタントに頼んで業務上、さっさとしてしまうというのは、すごく効率がよいことかも知れないです。しかし、やはり川を住民や市民と一緒につくっていくという立場から、確かにまどろっこしく、また辛気臭いこともあるかも知れませんが、住民参画でいろいろなモニタリングもしていくとか川づくりをしていく、基本的にそういう市民の皆さまと一緒に川をつくっていくという姿勢の中で、そういうことをして頂けたら、もっとよいのではないかなと思います。

ちなみに箕面市では市民参加条例というものをつくって、いろいろなものに、今まで審議会というと学識経験者しか入れなかったものが、一般の市民公募もして、市民の人たち

と一緒にまちづくりをしようとしています。例えば開発するところにも市民の人が参加したり、自然を守っている山ろく保全というような取り組みのところにも市民が参加したりして、そして結論が出た時には、そこに関わって下さった市民の人と一緒に取り組みを継続してやっていくというようなこともされています。コンサルタントと近畿地方整備局等というところだけの話で進むことではなしに、そういう取り組みの中で市民参画をやっていくということが将来の川づくりにつながっていくと思います。

#### 川端リーダー

話を1つ前に戻しますが、松岡委員は生まれた時から現在まで川と深い日常的な関わり合いを持ってきた方だと思います。1960年代の河川はこうだというのがもしありましたら、例としてお聞きできませんか。

#### 松岡委員

私と川は非常に密接な関係がありまして、家の前が川を使った自然の漁港であった、琵琶湖と関わって全部つないでいたのです。そういった中から見ますと、生まれてからずっと目の前が川であるという関わり方ですから、当然雨が降って洪水に出会う場面も出ています。何が変わったのかなど、今思うのは、あまりにもコントロールし過ぎている部分があるのではないかとこのように感じるのですよ。

今、多分、川は川でつくるという理念を言われているのですが、川の原点というのはどうも山にあるのではないかなと思います。この山のことも考えないで、川1点、川の河口だけいじっていてよいのかなという、どこかこの辺に迷う部分がないだろうかなと感じます。

荒っぽい言い方ですが、私は洪水があってもよいのではないかと考えています。最大限に防げる部分は今まで培ってきた部分で培えると思うのですが、不必要に何か変なところに力を入れている、この力を川の原点の上の部分でもう少し管理ができないだろうかと思っています。何か現状のままに制御を志しているような感じを受けます。

生活のにおいが河川の中からも見えてこないように感じるのです。危なかったら、すぐ何かの手を打っていき、コンクリートに変えていき、強固にしていき、そのたびに人間が離れていくような感じを受けるのです。ですから、一般の人がもっと受け入れやすい形に変えられる必要がないかなと感じます。

#### 川端リーダー

松岡委員のご意見ですが、本質的なことが何点も含まれていたと思います。例えば、今は自然環境に関して議論しておりますけれども、治水の問題と密接に関連しているわけです。それから、周辺環境とも密接に関連しているのです。こういう観点というのは、これからの河川の管理をしていく重要な視点になってくると思います。その点は、さらに議論を深めていけたらと思います。次回部会の4月17日くらいにそういう話も出ていけば、もう少し幅広く考えられるのではないかと思います。

松岡委員が主張した点は、手をつけ過ぎる、そして結局、人間が人間を阻害しているということではないかと思うのです。ですから、ある意味では自然環境を考慮した河川管理というものを考えていく上での出発点になるのではないかと思いますので、もう一度そこを反すうして意味を考えていくべきではないかと思えます。

田中真澄委員

川が川をつくるという理念を実現する技術開発の追加ということなのですが、技術開発は私も専門的なことはわからないのですが、先ほども申し上げたように森林の保全というのは1つの技術開発ではないと思います。複合樹林帯のような森林の公益的機能を発揮するような森林育成保全というものを、つまり河川に悪い影響が出ない、むしろよい影響が出てくるような森林保全、公益的機能を目指したものをこれから流域に考えていく必要があると思います。先ほど松岡委員の言われたのと相通ずるところがあると思いますけれども、原点はそこにあると思うのです。

これは水質という問題にも関わってくると思いますが、例えば中流、下流でここを直して、ここを技術開発で何とかやろう、或いはその地域、その流れ事態のところが何かによって自然な形になっても、その上流でやはり森林を壊してしまうような、つまり縦の流れの中で、果たしてそういう形が理想的に続けられるのかどうかというのは非常に問題です。やはり水質を中心した川が川をつくるということになれば、森林の公益的機能というのもこれから見直していく必要があるのではないかと考えております。

川端リーダー

具体的な技術開発に関連した提案ですね。

江頭委員

先ほど河川管理者の方に1960年代の河川に対してどのようなイメージを持っているかという質問が行ったわけです。それに対してさらに河川管理者に質問したいのですが、例えば自然環境の豊富な川づくりをするための何らかの目標みたいな何か考え方が要ります。どういう考え方があればよいと思えますか。

川が川をつくるというのは、そういう議論をしてきたわけです。それは我々委員の方もきちんとした答えは持ってないと思うのです。個々にはいろいろな機会に個人個人の意見を皆さま、ご披露されていると思うのですが、その中でどういうものが参考になりましょうか。

河川管理者(近畿地方整備局 淀川水系総合調査事務所長 久保田)

大変難しいご質問で、答えることができないというのが正直なところなのですが、例えば水質でいきましたら、よい悪いは別にして環境基準みたいなものがあって測れるものがあって、そういう目標のセッティングの仕方は、言うなれば比較的容易にできるのだらうと思います。ですけど、殊、環境ということになりますと、評価する尺度その

ものが何をもってしたらよいのか、目標を持つとすれば、数値とまではいなくても、何らかの尺度ということになるかと思しますので、そういう意味では大変難しく、どちらかと言いますと、その辺のことを流域委員会の方の議論から教えて頂きたかったというのが本当のところではあります。

ただ、先ほど申し上げましたように1960年代以降の高度経済成長期に、例えば国土交通省でつくりました多目的ダムが最初に完成したのがその頃で、淀川水系はそれ以降にダムがたくさんできたわけです。治水・利水効果については大変大きな効果があったわけですが、殊、環境にとりましては、かなり悪いことがあったのだらうと思っております。

ですから、そういったことを回復していくというようなイメージという、まさにこういうようなイメージくらいしか持ってないということなのですが、そういうことかなと私個人は思っております。

#### 江頭委員

例えば、資料2-1の4ページ、5ページ、我々はこのことをあけながらいろいろ議論しているわけですが、この中でいわゆる自然のダイナミズムという意味で、河川にも生態にも物理的にも生物学的にも、とにかく適当な自然の擾乱が必要だと言っています。そういう時に、例えば水位操作とか水量操作等が当然伴ってくるわけです。ここには生物、生態、河川工学、それから砂防といった専門家はいるわけですが、皆さま漠然とした答えは持っていると思うのです。

ですから、そういう意見を集約して、或いはそういうものを参考にして、現地実験をやって頂いて、どういう擾乱をどういう頻度で与えていけばよいかというのは、多分今答えはすぐにはできないと思うのですが、先ほど来モニタリングの重要性も話が出てきておりますが、そこら辺もあわせて現地実験も積極的にやって頂いて、何かよい答えを見つけていくというような努力をして頂きたいと考えています。

#### 川端リーダー

今の要望ですが、それに対してどのような考え方を持っているか、もし考えがあるようでしたら、河川管理者の方お願いできますか。現地実験というものを考えているかどうか。

#### 河川管理者（近畿地方整備局 琵琶湖工事事務所長 児玉）

江頭委員からのお話があった認識で私どもは今回の河川整備計画の中では取り組んでいきたいと思っております。目標を具体的に設定するという点については、今の議論でもありましたように大変難しいですし、目標を何かの単一の指標、或いは複数の指標かも知れませんが、それで示すべきでもないのかなと思っております。それはやりながら、測れるような指標というのはあるかも知れませんが、それ以外には測れないような指標もあるわけですので、まさにモニタリングをやりながら少し状況が変わった時に、これでよしとするのか、いや、これでは不十分だということか、そういうことも検証しながらやっていくのかなと思っております。

## 紀平委員

実は今日、淀川工事事務所からお願いいたしまして、天ヶ瀬ダムを閉めて頂いて、淀川大堰をあけて大阪工業大学、城北公園の一帯の水位を数10cm下げようということをやっております。今日調査しているのです。今日は下流から上ってきたのですが、天ヶ瀬のバックウォーターが平瀬になっていたというか、そこまで来ていたということです。琵琶湖も絞っておられるのですね、本当は水位が高いのに、1門くらいはあいていましたけども、絞っておられるわけです。そうすると上の方までこんなに迷惑するのかなと思っています。

淀川環境委員会というのがありまして、そこでは具体的にそういう提言をして、急に人工的に水位を下げたり上げたりして魚とか貝類等、或いはワンドの水がどれくらい入れかわるか、そういうことを実際に調査しております。

それを将来の計画に役立てて頂こうということで、淀川環境委員会というのは非常に具体的に提案をしながらやっています。実際にも楠葉のワンドもそうでしたけれども、先ほど復元できそうな場所はどこがあるかということ谷田委員はおっしゃっていましたが、例えば芥川の合流点は本川が河床低下して、かなり芥川と本流の河口部が高くなっているのです。

整備内容シート(第1稿)の環境の11ページに具体的な例が出ておりますけども、ここを切り下げして頂くということですが、そのすぐ上手にはゴルフ場があるので、今すぐにはゴルフ場を切り下げてもらうということはなかなか難しいです。将来的にはゴルフ場も切り下げをして頂きたいと提案をしているわけですが、すぐにできそうな場所はどこがあるかということで、ゴルフ場の下手、芥川の合流点、そこが非常に高くなっていて、水が上がってこないのです。ですから、そこを切り下げて、少しの水の上昇で三角州、扇状地みたいになっていますが、整備内容シートの環境-10ページにあります、こういうところを他にも具体的な例を示しながら協議をやっているのです。

水辺移行帯というのは、非常に水位が低い時、僅かに1m、2m水が上がってもずっと水が上がっていけるような、そういうなだらかな場所で水生生物、動物、植物にとっても非常に繁殖、産卵場所になったりするところなのです。先ほど、水辺移行帯をつくったら公園にされるのではないかという話がありましたが、そうではなくて、既に公園は高水敷を埋め立てしてやっているわけですね。水辺移行帯、なだらかな雑草が生えているようなところで、子供たちが草野球をできるような、野球場に整備をするのではなくて、そういう場所にして欲しいと思うのです。時には水たまりがあって、増水して下がった後に魚がそこに取り残されているとか、子供たちがそうやって川遊びができるような水辺移行帯というものを私たちは望んでいる、特に私はそう思っています。

水辺移行帯についても、先生方、普通一般の方々も、実物の絵が何枚かあって、このようなものが水辺移行帯ですということを示さないと、水辺移行帯というのが垂直に移行する水辺、切り立った水辺移行帯、水際帯になってしまうと思います。それで、気をつけて欲しいと思います。先ほども言いましたけれども、緩傾斜があるという言葉を使っても、ま

だなかなか理解してもらえないのです。やはり絵を示して、何例か挙げないとわからないのです。

私たち淀川環境委員会の委員はよく淀川へ行きます。現地へ頻繁に出ていきますので、議論する時にイメージとしてはかなり共通認識で話ができるのですが、ここの委員の方は遠くの方というか、琵琶湖とか淀川にめったに来られないという事情がありますので、今芥川の河口部と言ってもなかなかイメージとしてとらえにくいかと思いますが、ここに資料がありますので、こういうところを2、3m切り下げることによって、僅かな増水でここに攪乱を生じるような場所ができる、こういうふうには思っています。

川端リーダー

具体的な事例を出して頂きましたので、理解しやすくなりました。

紀平委員

それともう1つ、1960年の話です。先ほど言われたように、水の中に入って泳いで、水を飲んでも大丈夫なような、そういう川にしたいのです。水際が当然浅くて複雑な出入りがあって、そういう川にしたいのです。

それとワンドがたくさんあったのですが、ずっと昔、昭和46年には左岸だけで51になってしまっていたのです。ですから、左岸だけの話ですが、私たちは淀川の八幡、三川からせめて30から50くらいの間のワンドを復元して欲しいと思っています。それが1960年ということですね。

それ以前の昭和36年くらいの航空写真を見ますと、500くらいあったのですが、全部水制工があってワンドだったのです。ですから、もちろん楠葉のゴルフ場ありませんでしたし、私が楠葉へ引っ越した時に年寄りが、自分たちが若い頃は朝のみそ汁はシジミを池にとりに行っていたということをおっしゃっていますね。池というのはワンドのことです。そこまで戻すというのは大変だと思いますが、1960年というのは淀川全体で考えたら100くらいしかなかった、昭和36年から比べると5分の1に減っていたのです。ですから、せめてそれくらいのワンドが復元されて欲しいというのが、先ほど管理者の方から説明がなかったので、淀川工事等いろいろ話をしている中では、そういう話を目標にしております。以上です。

河川管理者(近畿地方整備局 琵琶湖工事事務所長 兎玉)

水辺移行帯が話題になっておりますが、若干話がそれるかも知れないのですが、個別票に、水辺移行帯の絵がたくさん出ておりますけども、その中で1点補足をさせて頂きたいところがあります。

環境-6というところで、瀬田川での水辺移行帯の図が出ております。これは実は先ほどすぐとなりの利用班でもご指摘を頂いて、同じことを申し上げたのですが、この横断形状を変更するというのを、現在ここには水辺移行帯ということで掲上させて頂いているのですが、水辺移行帯の意味から言いますと、ここに掲上すべきものではないと

いうことをまず申し上げたいと思います。

ここは瀬田川ですけども、両岸はかなり人家がしっかり張りついているところで、いわば都市部のところですよ。今回横断形状を変更する主目的というのは、この図のちょうど水平になっているところがありますが、ここに人が水辺に近づけるような、或いは水際を歩けるようなところを設けるとというのが主目的でありまして、その際に川側との連続の部分で改良して、自然石を置いて、そこにさらに土砂が堆積すること、さらにそこに植物が入ってくることを期待しているものです。

これは、今紀平委員からもありましたように淀川のワンドをつくるといったようなものが水辺移行帯にふさわしいものだと思っておりますけども、それとは異質のものでありまして、今申し上げたような目的でつくるわけですので、ここに掲上するのは少なくともまずかかったという認識であります。

言葉が十分に、共通の認識になっていないのではないかというお話も最初にあったかと思っておりますので、若干話がそれたかも知れませんが、あえて申し上げさせて頂きました。

#### 川端リーダー

今紀平委員が具体的なワンドの例を出しましたけども、ワンドの保全、或いはそういう環境をつくっていくという観点から見た場合に、それは具体的にはどういう提案があるのですか。実際にはどういう施策として考えられているのですか。整備内容シートで言うとどこに対応しますか。

#### 河川管理者（近畿地方整備局 琵琶湖工事事務所長 児玉）

今申し上げましたのは、瀬田川でこういうことをすることは、少なくとも水辺移行帯ということにはあたらないだろうということです。これを水辺移行帯だと思っているなら、河川管理者は大間違いだぞという声が、皆さまの顔を見ているとすぐにわかりますし、私も全くその通りだと思っておりますので、訂正をさせて頂いたということです。

#### 川端リーダー

環境 - 11 に具体的な例が提案されているということですが、今日、具体的な事例を出しつつ、理念に合っているかどうか、だんだんそういう議論になったと思いますが、ちょっとそちらの方向に少し足を踏み入れて考えやすくしたいと思います。

#### 谷田委員

河川形状をいろいろやるというのは、技術的に大分進んでいると思うのです。どうも難しそうなのは、やはりこれだけ琵琶湖淀川水系にダムがあって、そのダムの水をうまく出すことで、ダイナミックスを与えてあげるといったことがあります。水というのは非常に高い資源ですので、できるだけ上手に使いたいということがあります。そこら辺が、かなり技術開発が必要なところかなと私は思っています。

全国的に言うとダムの弾力的運用であるとか、流況変動の勉強会等いろいろやっている

のですけど、こういうのがこれから一番大事かと思います。それと、水を使って川の形を変えようという試みをした時に、これは江頭委員が先ほどおっしゃったように、効果をどのように評価するかなのですよ。効果の評価というのは、恐らく生物群集がどう反応するかということが1つなのですが、もう1つは河川形状と生物群集の間にあるのは、やはり生息場所がどうなっているかということだと思います。恐らく、ハビタット(生息環境)の多様性は上がっているか、生物群集の多様性は上がっているかとか、そういう評価の仕方が1つの切り口かなと思っているのです。そこら辺もやはりモニタリングとしての技術開発がかなり要る部分だと思います。

#### 紀平委員

モニタリングのことでちょっと思うわけなのですが、環境調査をされるコンサルタントが今非常にたくさんあります。コンサルタントというのは商売ですが、本当は夜調べて欲しい。そうしないとわからないのです。

淀川の七不思議としてウグイが30年間いなくなったということがあります。淀川にはウグイはいないと言われていたのですね。それが、3年ほど前に夜に行ったら幾らでもとれるのです。昼間幾らまき網をやっても淀川全体をまくことはできませんし、寝屋川の淡水魚試験場もかなり大がかりに網をまいたけども、ウグイはいないと言われていたのです。夜に行ったらいるのです。3年ほど前に水辺にぼんと投網を打ったら数匹ウグイがとれました。私も淀川の調査を34、5年やっていますが、ウグイをとったのはその時が初めてです。

もちろん上流の3川の桂川、木津川、宇治川には小型のウグイがいるのです。河口にもいるのです。何故、淀川の大堰から3川の間にはいないのかというのは、大阪教育大学も、近畿大学も何遍も調査されました。寝屋川淡水魚試験場の歴代の場長、それから、その後矢田さん等、皆さま淀川の七不思議だと言っていました。実際にあそこを見学に来られたらそのような話を今までされていたのです。それが、突然、夜やったらとれたということです。ピワコオオナマズが産卵しているのも、3年前に夜に行ったら見えたのです。

ですから、朝の10時に集合、夕方の16時に解散という調査で本当に川がわかるのかなと思います。環境調査というのですか、特にこれから淀川に水生生物が戻ってくるようにするためには、会社となったらどうしても人数掛ける日にち、時間等になりますから、もうちょっと考えて欲しいと、最近つくづくそれを思っていたのです。今、調査の話が出ましたので、何か物すごくそれを言いたかったのです。今日水位が下がっているのですね、ですから私も今城北へ行きたいというくらいです。コンサルタントがやってくれているのですけども、本当はここを見て欲しいという思いがありますね。

ゼゼラという魚が産卵するのですけども、今までこれはツチフキに似ているからおわん型の巣をつくるのではないかとかいろいろ言われていたのです。これも3年前に水際に増水し始めたらずっと産みに来るのですね。ゼゼラというのは底生魚だと思っていたら違うのですね。増水したらどんどん増えるのです。これはカマツカ亜科の魚でコウライモロコとかと同じような行動をとりますので、カマツカ亜科の魚が3種類いて、いつも普通は水

の底にじっとしている底生魚のように見えるのですが、増水するとどんどん群になって増えるのです。それもやはり夜、夕方なのですね。ですから、最近私は夜に調査をするようにして、そういうことが少しずつわかってきたのです。

それで、コンサルタントの人に言いたいのですね。とにかく調査の方法を考えて欲しいなと思います。

#### 川端リーダー

調査の方法というのは非常に重要な問題になってくると思います。

私から質問なのですが、紀平委員は先ほど淀川環境委員会を紹介されました。そのメンバーはどういう方から構成されているのですか。つまり、例えば河川に関する生物、化学、物理の専門家もいらっしゃるし、それからその他の一般の方でくくれるのかどうか分かりませんが、そういう方とか、調査を科学的に、或いは人が考えてなかったような調査の仕方を提案して、もっと正確に自然を理解できるような集団なのですか。

#### 紀平委員

実は、イタセンパラを天然記念物にしたのは私なのです。昭和45年から淀川に入っているわけです。その当時、淀川河川基本計画が昭和46年にできまして、埋め立てられて、ワンドがどんどんなくなっていったのです。

その時私、中学の教師をしておりまして、中学生に剣道を教えていたのですが、淀川の河原を走っていたら、どんどんワンドがなくなっていくのですね。現場でちょっと待ったと、私たちはここの魚をとって授業に使っているのだという話をしていたから、テレビや新聞等が近づいてきて応援してくれて、いつの間にかこちらに巻き込まれて京都大学の川那部委員にも応援して頂きながら、その当時谷田委員もまだ大学にいらしたので、よく行ったりしました。

そんなことから始めて、昭和45年からずっと続けて今日もまだやっているのですね。その仲間が植物の有馬委員ですね。私は工学部出身で何も知らなかったのですが、子供たちと一緒に淀川で勉強しながら魚のことを調べていたら、だんだん魚の方が教えてくれるというか、そういう形で入っていきました。名前は後から図鑑を調べればわかることで、魚の行動というか、やはり魚がですね。

水がざっと引いた時に、埋め立てられている時にコイが本当に泣いているのですね。こちら向いているのですよ。ずっと目から涙が出ている。そういう感じを私は受けて、こんなかわいいそんなことをしてよいのかなというのが始まりなのですよ。委員会で見て頂いたことがあります。急に天ヶ瀬をばっと閉められると、楠葉の辺りでずんと水がなくなるのです。それで、3分の2くらい体を出してコイがうねりながら本流へ逃げていこうとするのですが、そのうちに水が切れてもう行けないとなり、その時本当にコイが泣いているのです。

そういうことで、とにかく淀川が好きな人たちが集まって、淀川河川敷生態調査団というのをつくったわけですね。筒井康隆さんのお父さんで嘉隆さんという方が動物園の園長

をされていて、後に大阪自然史博物館の館長になられました。その方が会長というか団長になられて、建設省にこうして欲しい、ここは残して欲しいと言うのには、生物の調査をして、ただ政治的に国がやることに反対だと言うのではなくて、こういうことで大事なのだという調査をして建設省に言っていこうよという話で、ずっと調査をしてきたのです。

そういうグループを中心にして、近年にはアヤ先生に入って頂いて、メンバーとしては、昔、鳥の研究をやっておられたのですが、大阪市大の河川土木のタカダさんですか、大阪教育大のナガタ先生、同じ委員をしております有馬委員、私ですね。そのほか最近は中学校の先生でカワイさん、高等学校の先生でイタセンパラ中心に今やってもらっているのですが、オガワさん、そういう人たちが集まって平成9年に河川法に環境が入りましたね。そして、9月か10月に国土交通省の方からそのメンバーを河川環境委員として委員会をつくりたいけどどうかという話になって、そのメンバーで平成10年くらいだと思います。淀川豊かな自然か何か、提言ができていますね。それにメンバーが載っております。

#### 川端リーダー

専門家も巻き込んだ、或いは河川に正面から取り組んでいる人たちがアセスをサポートしていくという、非常によい例だと思うのです。

国土交通省の依頼で河川環境委員会というものができたということなのですが、そういうものがどんどんできてくるのが非常に望ましいですね。

間違っていたら訂正して下さい。先ほど本多委員もおっしゃっていましたが、環境アセスメントを行う場合には、住民が参加するような形にした方がよいのです。つまり、見落とししている面がそれで発見できる場合もあるわけですね。たしか2000年に閣議決定された環境アセスメント関連の閣議決定事項に戦略的環境アセスメントを我が国でも推し進めていきましょうということが言われています。その戦略的環境アセスメントの骨子になるものとしては、住民が参加する、一緒に環境アセスメントをやる、そして出てきた結果をもう一度フィードバックしてそれを検討し直すということも入っているわけです。

ですから、それに関連して、どういうアセスをしなければいけないのかということもその骨子の中に入っていたと思います。従って、実際には法制度としてそういうやり方をしましょうという動きが一方ではあるわけで、淀川水系流域委員会ではそれを実践して、日本でもこんなに具体的に事が実現できますという事例を出していくことが望ましいのではないかと思います。具体例があるということは、できるということです。

#### 紀平委員

自然豊かな淀川という冊子になっております。そこをあけて頂いたらメンバーが載っています。会長は流域委員会の委員長と同じ芦田委員長です。自然豊かな淀川という冊子、提言です。

#### 寺川委員

水辺移行帯の話も出ていましたし、その辺の具体的な事例等でお話を伺っていたのです

けれども、もう少し具体的に考えてみたいのです。

整備内容シートの環境 - 12 で野洲川の河口部の、いわゆる水際の改善というのが出ているのですが、このような形でもし改修、改善がなされるといふのでは、殆どこの提言が反映されていないのではないかという感じがするわけです。

例えばこのフローチャートを見て頂いても、今も出ていましたように現地における生物調査を実施し、生息生物を把握して、次に検討に入るわけですが、これをだれがするのだというのがもちろんあるわけです。それと合わせて左下に「スケジュール」というのがあるのです。ここに赤い線で「検討」というのがあるわけですが、例えば他のページを見ますと、「検討」の他に委員会を設置するとか、そういう印もあるわけです。そういった委員会をつくって検討してやっていくのだというのもあるのですが、この場合は検討だけなわけです。

この右のフローチャートからいきますと、あまりにも雑多な、近畿地方整備局の方で一方的に調査して、枠内にあるような項目を検討した上で、概略設計、詳細設計を実施してしまうという流れになるわけです。もし、我々がこれについて意見を出しておかないとなると、これが認められたということになるのか、その辺のところは今後さらに検討するのかわかりませんが、今まで議論してきた川づくりのイメージや理念から言っても、おかしいのではないかと感じるわけですが、その辺を具体的にご意見等伺いたいと思うのです。

河川管理者（近畿地方整備局 琵琶湖工事事務所長 児玉）

まず、資料の環境 - 12 のこのページの写真は、現況の写真がこうであるということにして、これがよくないという認識です。こうするという意味ではないです。

寺川委員

もちろんそれはわかっているのです。水際を改善するわけですね。

河川管理者（近畿地方整備局 琵琶湖工事事務所長 児玉）

そうですね。その際にどういう形状にするかということについて、ここはまだ具体的な検討を行っていません。

寺川委員

でも、検討を行うのはこういう形でやるということがここに示されているわけでしょう。

河川管理者（近畿地方整備局 琵琶湖工事事務所長 児玉）

フローチャートの内容についてどうかというご指摘ですか。

寺川委員

そうです。それと、左側のスケジュールです。

赤線で「検討」ということになっているわけですが、他の部分では、先ほども言いましたように委員会をつくってやっていくというようなところもあるわけです。これは委員会なしに検討してやってしまうというように見えるわけです。

河川管理者（近畿地方整備局 琵琶湖工事事務所長 児玉）

まず、勝手にやるのではないかということについてですが、スケジュールに「検討」と書いてあることについては、ここだけではなくて全てですが、実施するという時には河川整備計画そのものを実施と書きかえを行うと以前ご説明をしたかと思いますが、その際に、同様に河川整備計画の変更ですので、同様の手続を経るということです。即ち流域委員会の皆さま方にもご意見を伺う場があるということです。

個別の箇所でのどういう構造にするのがよいのかというようなことについては、私どもは自分たちだけが何でも知っているという立場をとるつもりは全くありません。いろいろな方のご意見を聴きながらやっていきたいと思えます。

先ほど、河川環境委員会の話がありましたけども、そういった常設の機関というのが残念ながら私どもの上流の方にはありません。こういったものも是非考えていきたい、設置をして個々のところで個別具体的に悩んだ時にご相談に乗って頂けるようなものも考えていきたいと思っております。ですから、河川整備計画でも検討から実施に移る時にありますし、そうではなくても、日常的にいろいろな方とご相談できることは、これは私たちもそうしたいと思っておりますし、今いろいろな方というのは専門家の方もありますけども、住民の方も含めてという趣旨です。

寺川委員

わかりました。それであればよいのですけれども、ただ、他のページでは、検討委員会をきちんとつくってやるということも表示されていますが、それがされていないのとされているのがあるのです。ですから、全部が委員会をつくってというのになってなければよいのですけれども、委員会をつくってここからここまで検討しますというのをきちんと書いているのもありますので、整合性を持たせて頂きたいと思えます。

それと、このフローチャートもそういった意味では、もうちょっと丁寧に、どこで委員会が関わっていくとか、そういったこともやはり入れてもらわないと、資料だけ見ているとそういったものが抜け落ちているのではないかということになるので、その点だけ確認しておきたかったわけです。

谷田委員

既に動いている委員会についてお聞きしたいことがあるのです。どこでもよいのですが、環境-6というのは実施計画が動き出しているものですね。例えば、この委員会は平成17年の頭から立ち上がって半年やって終わりになっているのです。これもやはりおかしいのではないかと思います。こういうのは工事をしながら工事の影響を見ていかなければいけないとすると、やはり委員会をつぶしてしまったらだれもモニターしませんし情報が

出てこないです。

それからもう1つは、事業費はそれでよいのです。この計画は、私はあまり好きではないけども、他の高水敷の切り下げみたいな事業の時でも、事業規模は例えば2億円、3億円くらいの割と小規模の工事で非常にやさしい川づくりはできると思います。そうしたらその効果を継承して行って、もっとよい切り下げ方をするためには、どれくらい調査費がかかっているか、或いは先ほどから出ているように住民参加型の調査を実施しているかどうかというものを教えて頂くと非常によいと思います。全体事業費はわかりますけど、その中で実際に調査、或いは委員会経費みたいなものにどれくらいアロケーション(割り当て)されているかということを知りたいです。

河川管理者(近畿地方整備局 琵琶湖工事事務所長 児玉)

ここに書いている事業費の中には、どれも、調査費というのは含まれておりません。従って、モニタリングをするということになりますと、調査の費用というのは別途かかっているということです。

谷田委員

金をかけたからよい調査ができるということはありませんけど、かけないとよい調査はできませんので、調査費がどれくらいかかっているかというのもできればデータとして、取り敢えず一次データとして見たいというのが私の気持ちです。

紀平委員

淀川流域委員会というのは、規模が大きすぎて、先ほどから私、芥川の合流点等このようなのを出しておりますけれど、実際琵琶湖のことは殆どわかりません。

ですから、せめて工事事務所管内の単位で委員会を早急につくって頂いて、具体的にどのような場所をどのようにするかという相談を、流域委員会全体で集まってやっていかなかなか共通理解に達しないと思いますので、是非淀川部会、猪名川部会がありますけども、できたら木津川部会、琵琶湖からの淀川まで瀬田川部会、淀川工事事務所は天ヶ瀬の下からですから、その上、要するに河川、琵琶湖、工事事務所管内というか、最低そういう単位で委員会を是非つくって頂いて具体的なものはそこに任せるとして頂きたいと思います。

私らも刻々としょっちゅう現場に出ていますから、掘削工事が始まるのですね。その土砂をどうされるのですかと工事事務所に聞きますね。そうすると、この川からとった土砂は中で利用するというか、売ったりできないのですね。もったいないと思うのですが、例えば楠葉のワンドを掘るとものすごい土砂が出るのですね、非常にきれいな骨材だと思うので、その費用でもう1つ掘って頂けないかなという素人考えがあるのですが、それはできないのですよね。

それをまた川の中で埋め立てというか、ちょっと水辺移行帯としてここはよいと思うような場所に埋め戻しされているのですよね。それと将来のスーパー堤防のために砂置き場がつくられて、そういうところへずっと置かれていくのですよね。そこをずっとヨシ原が

全部つぶれていくのですよね。どんどんそういう場所が広がってきたものですから、今度土砂を堤内へ持って行ってもらえないかという話をしたら、考えましょうという話を淀川工事とはしたりしているのですよね。

そういう具体的な話はこの流域委員会では到底できないと思います。ですから、具体的なものは小委員会に任せて、そういう土砂の場合は本当に持ち出しができないのか、例えば関西空港で土砂が要りますよね、そういうところへ国同士でしたらいけるのではないかと思うのですが、それもできないそうですね。扇大臣は国土交通省ですね。ですから、関西空港埋め立ては国土交通省河川局、全部一番上は扇大臣だと思うのですが、同じ省でもできないのですね。ですから、そういうところをこれから直して頂けないかなとか、そういうことを流域委員会では話して、先ほどのようにちょっとだけ水制工事をしてもらって後は任しておくよとかいう大まかな話、あと具体的なことは小委員会を是非つくって頂いてそこをお願いできたらと思います。

谷田委員

紀平委員のご意見にもう少し具体例を挙げて全体を論じたいのですが、環境の9-1とか9-2というのは非常に魅力的な事業だと思うのです。これは、紀平委員はご存じです。ただ残念ながら実施はもう既に始まっていて平成15年の半ばで終わってしまうのです。これは調査とか先ほど言われたこの事業に関する委員会みたいなのは立ち上がっているのですか。

紀平委員

淀川工事事務所がおられないので、私がかかわって言いますが、これは、話はしています。河川環境委員会と工務課と施設です。

谷田委員

それだったら安心してられると思います。

紀平委員

図に描くとあまりにも機械的な図なのです。できるだけそういう直線的なものは避けて欲しいと思います。これは向こうが試算しなければいけないから、そういう図を描かれます。これからの工事は直線的ではなくてちょっとでこぼこがあっても、高低があってもよいではないかというような、もう認めて欲しいという意見をどんどん言っているのです。

こんなに線できっちり引いて、監査の時もそうでなかったら会計検査院に通らないと言われるので、我々の委員会としてそちらにも文句を言いに行きますとか、本当にその辺を少しずつ変えていって頂きたいと思うのです。

川端リーダー

そうですね。具体的な施策に対して流域委員会、または新しくつくる委員会が建設的に

いかに意見を言えるかという枠組みをつくって欲しいということです。

それと先回の議論の時に出了たと思うのですが、一体全体幾らかかるのか、その効果はどうなのか、川に関係ない人も税金の問題ですから非常に関心があると思うのです。そういう視点は常に出して行って欲しいと、個人的なお願いです。

今日の議論は具体的な事例が後半部で出てきて非常に考えやすくなったので、これを引き継いで次回4月17日に話を展開していきたいと思います。私個人としては、西野委員との打ち合わせの中で同一意見だったのは、手つかずの部分というのがつくれないのかどうか、それが自然の基準になるのではないかと、お手本になるのではないかとという考え方もありますので、そこら辺は個人的には是非議論して頂きたいと思います。

#### 川端リーダー

会場の時間の関係もありますので、委員の方以外の一般と申してよろしいのでしょうか、他の方の意見をここで拝聴させて頂きたいと思うのですが、どなたか意見を願いたいします。大分広範囲の話題になってきたので、もう何でもよいです。ありませんか、特にないようでしたらよろしいですか。

では、もう少し、委員の方にご意見をお聞きしたいのですが、次回の4月17日の時にはほかの班との関連性についても議論できたらと思いますので、その準備のほどよろしくお願ひします。

それから、今日論点に上げた内容で言及されなかった点もあるのです。それは重要ではないのか、或いは時間がなかったのかちょっとわかりませんが、是非次回の議論にそれを入れて欲しいということがあればその時意見を言って頂くか、前もって庶務に意見を出して頂けたら、こちらでもう一度議論してここに持ってきてきたいと思います。

#### 谷田委員

多分この次に議論になる話はいろいろな言い方があると思うのですが、スペース・フォー・リバーというか割と手を加えないエリアなのですが、琵琶湖の沿岸帯の問題と、河川における問題とはかなり質が違うと思うのです。問題提起だけなのですが、具体的には琵琶湖の沿岸帯ですと、逆に国立公園的ないわゆる発想に近い運用ができると思うのです。それはダイナミズムが河川に比べて少ないからだと思うのです。

河川の場合はちょっと質が違っている問題があって、これは前もって考えておかないと来週だけではちょっと結論がつかないのですが、方向としては2つの方向で考えた方が、琵琶湖のケースとそれ以外の河川の場所のケースとは別に考える、もちろん堤内地との関連性の強さみたいなものもありますので、ちょっと前もって考えて頂ければ議論が進むと思います。

#### 川端リーダー

そうですね、具体的な例を出しながら議論をしてもらったらよいと思います。

他に、次回の検討会に向けて準備すべき点等ありますか、もしそれがあれば私の方でま

とめて準備して問題提起をさせていただきます。よろしいでしょうか。では、今日の自然環境班の議論はこれで終わりにしたいと思います。

庶務（三菱総合研究所 新田）

どうもありがとうございました。

次回は4月17日に予定されております。13時半からですので参加のほどよろしくお願いいたします。

次回は今日の議論を、リーダーを中心にまとめて頂きまして、全体の班にご報告をするというような形で進めさせて頂きたいと思います。それと、先ほどの論点に関して追加の意見等ありましたら、庶務の方までお送り頂くようよろしくお願いいたします。川端リーダーとご相談してとりまとめたいと思いますので、ご意見の方よろしくお願いいたします。

それでは、これをもちまして自然環境検討班を終わらせて頂きたいと思います。どうもありがとうございました。

以上